

☆★☆青年新規就農者ネットワーク「一農ネット便り」☆★☆

令和2年6月5日 162号 農林水産省経営局就農・女性課

《今号のメニュー》

1. 農業労働力確保緊急支援事業のご紹介
2. 持続化給付金・特別定額給付金について
3. 小学校休業等対応助成金の支給上限額引き上げについて
4. 農林水産省の農業者向けアプリ（MAFF アプリ）、リリース！

1. 農業労働力確保緊急支援事業のご紹介

新型コロナウイルス感染症の拡大により、農業で受け入れ予定だった技能実習生の見通しが立たない、又は、従業員の御子息が休校になり面倒をみないといけないため休みを取ったことなどにより、人手不足による営農への影響が懸念されている状況にあります。

実際に、このような人手不足となった農業経営者の方が、技能実習生や休みを取った従業員の代わりに他の方を雇用したことによって、本来（技能実習生や従来の従業員を雇用していた時）の経費よりも多くかかった費用（交通費、宿泊費、賃金等）や求人にかかる費用に対して助成する「農業労働力確保緊急支援事業」を第一次補正予算で措置しております。

令和2年6月1日から本事業の登録受付が開始されましたので、制度や手続きにつきましては、以下のURLより詳細をご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html

また、動画でもご紹介していますのでご覧ください。

事業全般について：<https://www.youtube.com/watch?v=MtxMJKgXA0s>

雇用等の掛かり増し経費の考え方：<https://www.youtube.com/watch?v=SnNgUDGRSmU>

なお、本事業についての専用問い合わせ電話やメールでの相談にも対応しておりますので、以下のURLより詳細をご確認ください。

<https://for-farmer.jp/>

◇お問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進グループ

TEL：03-3502-6469

2. 持続化給付金・特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える「持続化給付金」や、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための「特別定額給付金」が措置されました。

制度や手続きの詳細につきましては、以下の URL よりご確認のうえ、不明な点等があれば各省の担当宛て連絡をお願いします。

◆持続化給付金（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

◆特別定額給付金（総務省 HP）

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

また、農業次世代人材投資事業との関係ですが、「持続化給付金」、「特別定額給付金」のどちらも新型コロナ関連対策であり、就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援するために交付する農業次世代人材投資事業とは性格が異なることから、農業次世代人材投資事業と関係なく受給することが可能です。

※なお、来年度において上記の各給付金の収入額について、

1. 前年度の世帯所得（全体で 600 万円以下）
2. 経営開始型の令和 3 年度交付額を算定する際の収入

に含めるのか否かについては、令和 3 年度予算の編成過程で検討していきたいと考えています。

◇お問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進グループ

TEL : 03-3502-6469

3. 小学校休業等対応助成金の支給上限額の引き上げ等について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等のお世話をする保護者である被雇用者に対し有給休暇を取得させた農業経営体が助成対象となる「小学校休業等対応助成金」につ

いて、支給上限額の引き上げや、対象期間の延長措置がなされる予定です！

制度や手続きにつきましては、以下の URL より詳細をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11498.html（厚生労働省HP）

（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金変更予定内容）

○助成金の支給額

（旧）1日当たり8,330円を支給上限⇒（新）1日当たり15,000円を支給上限

※引上げ後の額の適用対象：令和2年4月1日以降に取得した休暇等

○対象となる休暇等の期限

（旧）令和2年6月30日まで⇒（新）令和2年9月30日まで

○助成金申請期間

（旧）令和2年9月30日まで⇒（新）令和2年12月28日まで

なお、農林漁業の個人事業所のうち、雇用者が常時4人以下で雇用保険及び労働者災害補償保険に未加入の事業所におかれましては、「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。発行手続きについては、以下の URL より詳細をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/syougakkoukyuukou.html

◇お問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ

TEL：03-6744-2162

4. 農林水産省の農業者向けアプリ（MAFF アプリ）、リリース！

「農林水産省の政策情報が欲しい時に届かなかった」

「現場の声が霞が関までなかなか届かない」

農林水産省では、このような農業者の声に応えるため、農業者等のユーザーにも参加いただきながら、農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして、「MAFF（マフ）アプリ」を開発しました。

MAFF アプリをお手持ちのスマホにインストールしていただければ、新型コロナウイルス対策や、農業に役立つ様々な情報がお手元に直接届きます。また、現場の情報を農林水産省に直接届けることもできます。

MAFF アプリは、App Store もしくは Google Play Store から無料でダウンロードしていただけます。

ぜひ、ご利用ください！

▼詳しくはこちら

(農林水産省 HP)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

(App Store でダウンロード)

<https://apps.apple.com/jp/app/id1503326833>

(Google Play でダウンロード)

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.maff.maffapp>

◇お問い合わせ先

農林水産省大臣官房政策課 (担当：近藤、伊賀、今井、葛井、早瀬)

TEL：03-3502-8448

◆経営局 Facebook「農水省・農業経営者 net」では、農業者の皆様に役立つ情報を発信しています。「いいね！」をし、フォローをお願いいたします。

<https://www.facebook.com/nogyokeiei>

◆農業を始めたい皆さんを応援します！ (農林水産省 HP)

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

◆「農業競争力強化プログラム」の説明動画を掲載しています

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/video03.html

◆メールアドレス等登録情報の変更 (農林水産省 HP)

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

◆農林水産省経営局就農・女性課(TEL:03-3502-6469(内線 5195)) が配信しております。

ご意見・ご感想については、以下メールアドレスまで。

【青年新規就農者ネットワークチーム】syuunou@maff.go.jp